

第三次宮崎市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

**平成 30～令和 6 年度
(2018～2024 年度)**

**平成 30 年 (2018 年) 3 月
令和 5 年 (2023 年) 2 月一部改訂
宮 崎 市**

第1章 計画策定の背景・趣旨

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識され、最も重要な環境課題の一つとされています。既に気候変動の影響により、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、集中豪雨・台風等による被害の甚大化、農作物や生態系への影響等も報告されています。

このような中、世界においては、京都議定書以来、18年ぶりの温暖化対策の国際枠組みとなる『パリ協定』が平成28年（2016年）11月に発効しました。

国においては、地球温暖化対策の方向性を示した『地球温暖化対策計画』を平成28年（2016年）5月に閣議決定しました。同計画では、「日本の約束草案」を踏まえ、中期目標として「温室効果ガス排出量を平成42年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で26%削減する」こと、及び長期目標として「平成62年（2050年）までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」ことを掲げており、目標達成のためには、国、地方公共団体、事業者、国民といった全ての主体が参加・連携して取組を推進することが必要としています。

また、県においては、平成28年（2016年）3月に『宮崎県環境計画』を改定し、「日本の約束草案」に合わせた「温室効果ガス排出量を平成42年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で26%削減する」という目標を掲げ、県民総力戦で温室効果ガスの排出削減に取り組むこととしています。

本市では、平成30年（2018年）3月に策定した“第三次宮崎市環境基本計画”において、市内における温室効果ガス排出量削減目標を国の「地球温暖化対策計画」に基づき、「平成42年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で26%削減する」としています。

宮崎市役所は、これまで、平成11年（1999年）3月に策定した『宮崎市環境保全率先実行計画ラブ・アースみやざき』、さらに、平成18年（2006年）3月に策定した『宮崎市地球温暖化防止実行計画』、平成25年（2013年）3月に策定した『宮崎市地球温暖化防止実行計画（第二次計画）』に沿って、市内の一事業者として、他の事業者の模範となるよう、環境負荷の低減に向けた取組を率先して実行し、温室効果ガス排出量の削減をはじめとする各目標の達成に向けて取り組んできました。

このような中、第二次計画が平成29年度（2017年度）で計画期間満了となることから、新たな取組方針を策定し、地球温暖化対策をさらに積極的に推進していくことが必要と考え、ここに第三次計画を策定しました。

その後、国において、令和3年（2021年）10月に「地球温暖化対策計画」の5年ぶりの改定が閣議決定されました。改定された「地球温暖化対策計画」では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた中期目標として、令和12年度（2030年度）の温室効果ガスを平成25年度（2013年度）から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標が示されました。

本市においても、令和3年（2021年）8月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする、「ゼロカーボンシティみやざき」を目指すことを宣言しました。

そのことを踏まえ、第三次計画の一部改訂を行います。

第2章 基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第21条第1項に基づき策定するもので、市内の一事業者として、宮崎市役所から排出される温室効果ガスの削減を図ることを目的とするとともに、環境負荷の低減を全庁的に推進することによって、脱炭素社会の構築を目指します。

2. 計画期間及び基準年度

本計画の計画期間及び基準年度については、次のとおりとします。

【計画期間】 平成 30 年度（2018 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 7 年間

【基準年度】 平成 25 年度（2013 年度） ※国の「地球温暖化対策計画」に即した年度

3. 対象とする事務・事業の範囲

本市のすべての事務・事業（外部への委託や指定管理者制度により実施する事務・事業を含む）を対象とします。

4. 対象とする組織、施設等の範囲

対象部局の出先機関等を含めた、本市のすべての組織や施設等を対象とします。

<対象部局>

- ①市長部局、②議会事務局、③選挙管理委員会事務局、④監査事務局、
- ⑤農業委員会事務局、⑥教育委員会事務局（小中学校を含む）、⑦上下水道局、
- ⑧消防局

5. 温室効果ガス

(1) 温室効果ガスの種類と算定事業活動

温室効果ガスの種類、並びにそれらの排出量を算定する事業活動は次のとおりとします。（温対法第 2 条第 3 項による）

種類	主な発生源	排出量算定事業活動	算定の対象
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用	電気使用量	○
	燃料の燃焼	ガソリン、軽油、灯油、LPガス、A重油、天然ガス、都市ガスの使用量	
メタン (CH ₄)	燃料の燃焼	ガソリン、軽油、LPガスの使用量	○
	自動車の走行	公用車の走行距離	
	下水・し尿の処理	下水・し尿の処理量	
	浄化槽の処理	浄化槽の処理人員	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼	ガソリン、軽油、LPガスの使用量	○
	自動車の走行	公用車の走行距離	
	下水・し尿の処理	下水・し尿の処理量	
	浄化槽の処理	浄化槽の処理人員	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用	公用車の使用台数	○
パーフルオロカーボン※ (PFC)	半導体の製造工程等	該当なし	×
六ふっ化硫黄※ (SF ₆)	変圧器等該当機器の使用等	該当なし	×
三ふっ化窒素※ (NF ₃)	半導体の製造工程等	該当なし	×

※排出量の実態把握が困難で、かつ、排出量も極めて少ない(もしくは排出されない)ため、3物質は算定対象外

(2) 温室効果ガスの排出量の算定方法



①活動量

当該年度の燃料使用量、電気使用量、自動車走行距離、下水・し尿処理量、浄化槽処理人員、公用車使用台数。

②排出係数

活動量 1 単位あたりの温室効果ガス排出量。

電気の排出係数は環境省より毎年度公表されるが、その他については固定

③地球温暖化係数

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第 4 条に定める係数。

温室効果ガスの温室効果を二酸化炭素を 1 (基準) として数値化したもの

(CO₂=1、CH₄=25、N₂O=298、HFC=1、430)

※環境省発出「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver.1.0 (H29.3)」に基づく算定方法

第 3 章 第二次計画の達成状況

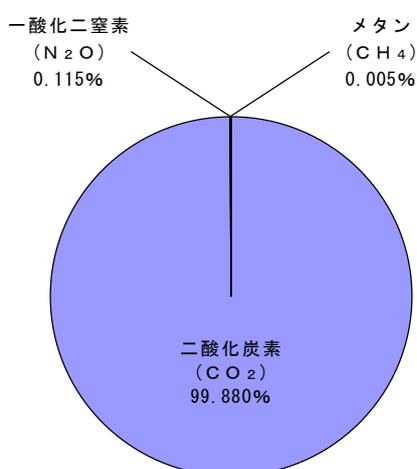
本市では、第二次計画において、「平成 23 年度 (2011 年度) 実績を基準として、平成 29 年度 (2017 年度) までに温室効果ガスを 12.3%削減する」という目標を掲げ、取り組んできました。第二次計画の目標年度である平成 29 年度 (2017 年度) の削減率をみると、平成 23 年度 (2011 年度) 比で 6.85%の削減(外部委託や指定管理を除く)となり、目標達成には努力が必要な状況です。

本市の事業活動から排出される温室効果ガスの発生源は、電気の使用に伴うものが大部分を占めており、第三次計画では、より一層の省エネルギー活動に取り組む必要があります。

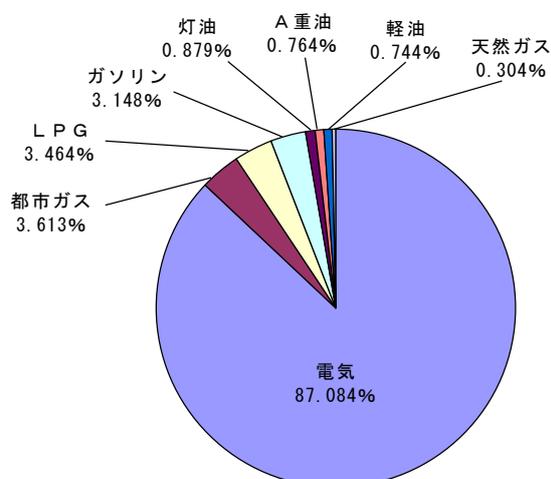
1. 平成 29 年度 (2017 年度) 温室効果ガス排出量 (CO₂ 換算)

(外部委託や指定管理を除く)

●温室効果ガス種別排出割合



●エネルギー別排出割合

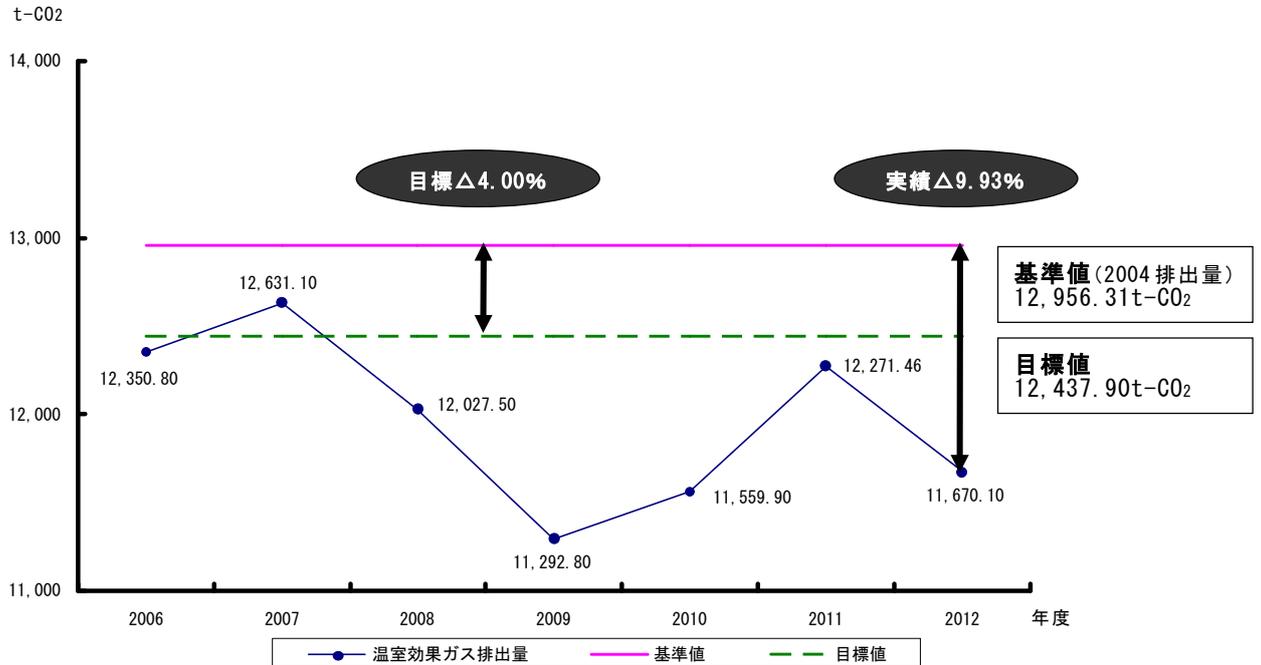


2. 温室効果ガス排出量の推移

(1) 第一次計画(旧清武町域は除く)

[最終目標：平成24年度(2012年度)実績で4.00%削減]

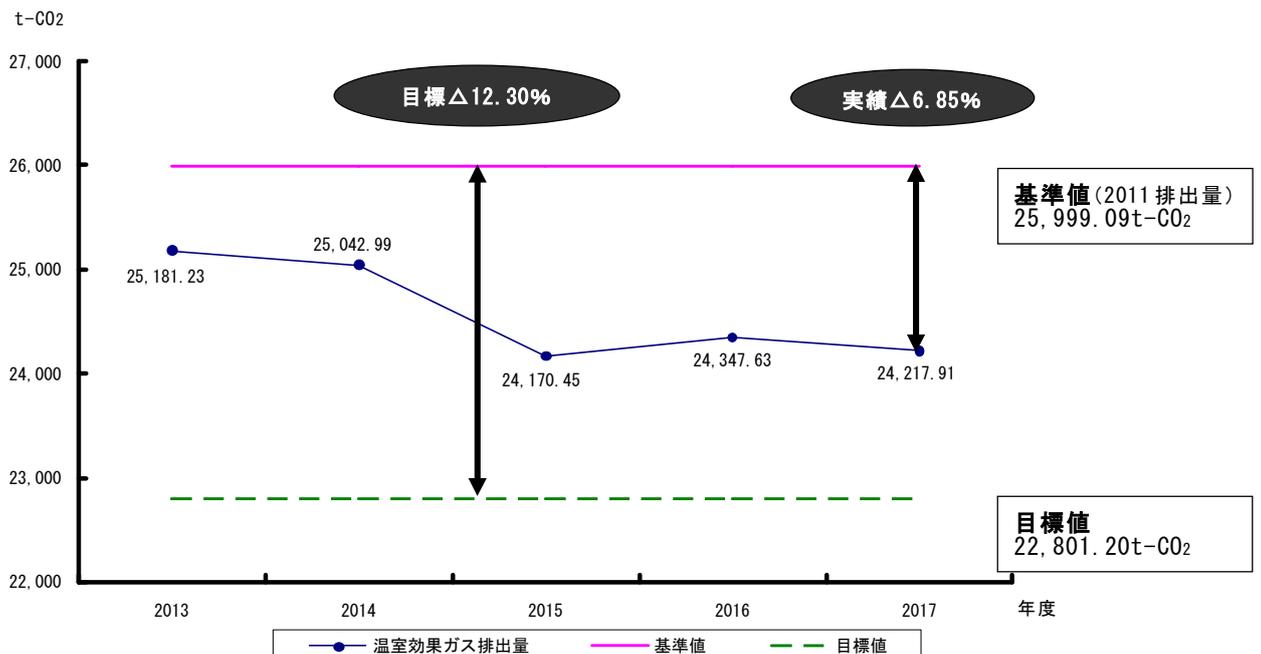
平成16年度(2004年度)を基準として、平成24年度(2012年度)実績で9.93%削減 <達成>



(2) 第二次計画(外部委託や指定管理は除く)

[最終目標：平成29年度(2017年度)実績で12.3%削減]

平成23年度(2011年度)を基準として、平成29年度(2017年度)実績で6.85%削減 <未達成>

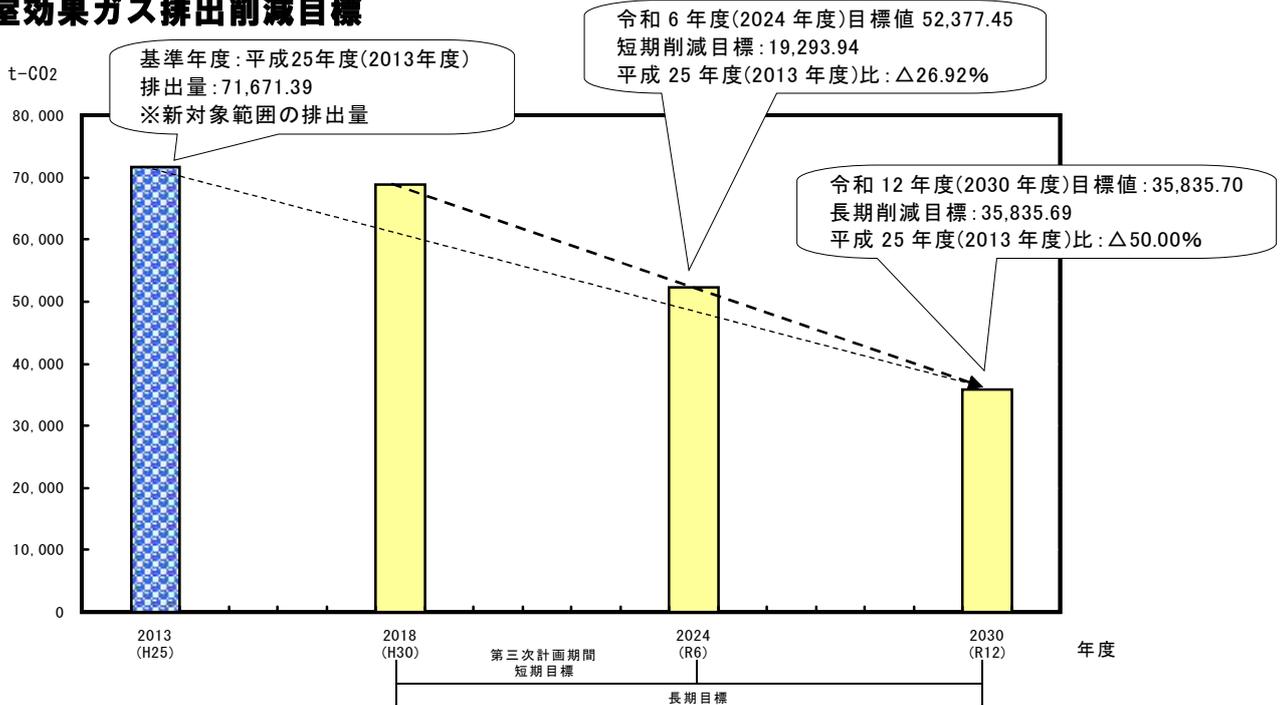


第4章 温室効果ガスの排出削減目標

国の『政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画』において、温室効果ガス排出量削減目標を「令和12年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で50.00%削減する」としたことから、本市も一事業者として同様の削減目標を設定します。

また、温室効果ガス排出削減目標を達成するために、直接的に関わる項目、及び間接的に関わる項目についても目標を設定します。

1. 温室効果ガス排出削減目標



平成25年度(2013年度)の温室効果ガス排出量を基準として、
令和6年度(2024年度)までに26.92%以上削減します。

平成25年度(2013年度)排出量

二酸化炭素換算(単位：t-CO₂)

二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	総排出量
67,942.57	1,295.06	2,425.49	8.27	71,671.39

△26.92%

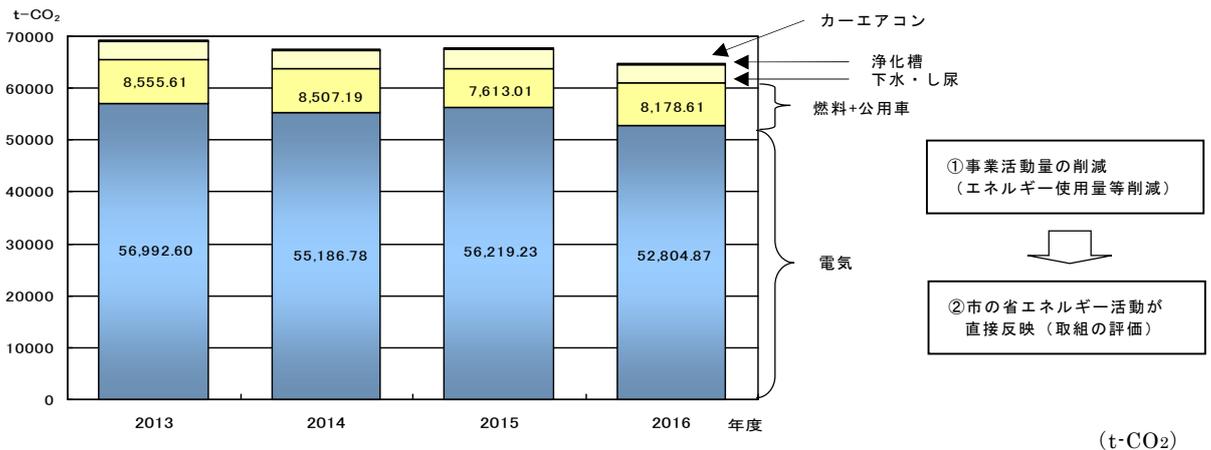
令和6年度(2024年度)排出量

二酸化炭素換算(単位：t-CO₂)

二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	総排出量
48,657.31	1,294.71	2,417.16	8.27	52,377.45

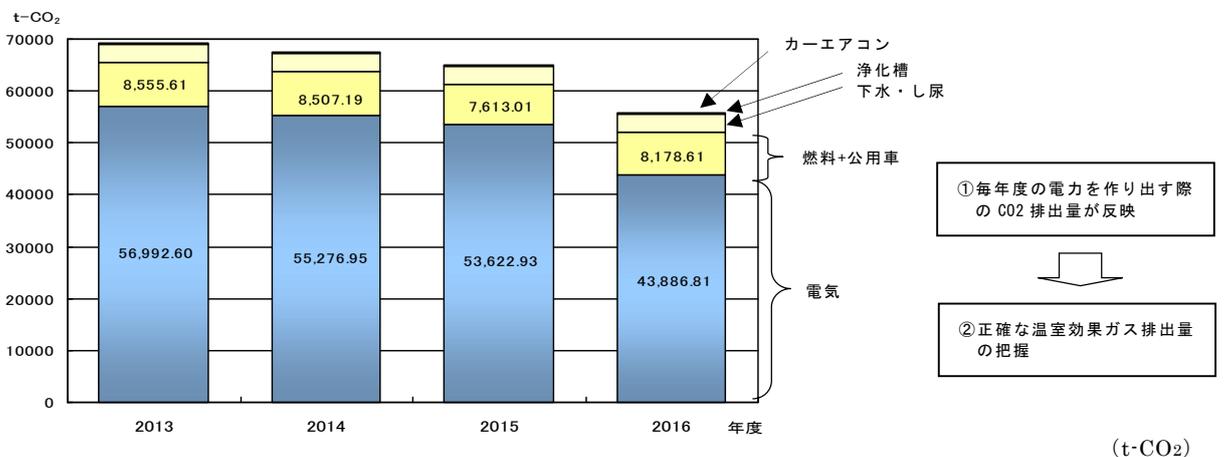
2. 温室効果ガス排出状況（外部委託や指定管理含む）

(1) 電気の排出係数を基準年度（H25=0.612）で固定して算定した場合（第二次計画算定方法）



事業活動		基準年度 2013年度(H25)	2014年度(H26)	2015年度(H27)	2016年度(H28)
温室効果ガス排出量	電気の使用	56,992.60	55,186.78	56,219.23	52,804.87
	燃料の使用+公用車走行	8,555.61	8,507.19	7,613.01	8,178.61
	下水・し尿処理	3,405.17	3,529.08	3,606.42	3,506.04
	浄化槽処理	283.14	281.45	285.76	243.00
	カーエアコンの使用	8.27	8.68	8.21	8.47
	計	69,244.79	67,513.18	67,732.63	64,740.99

(2) 電気の排出係数を毎年度公表される数値（変動）で算定した場合



事業活動		基準年度 2013年度(H25)	2014年度(H26)	2015年度(H27)	2016年度(H28)
電気の排出係数		0.612	0.613	0.584、0.568	0.509、0.489
温室効果ガス排出量	電気の使用	56,992.60	55,276.95	53,622.93	43,886.81
	燃料の使用+公用車走行	8,555.61	8,507.19	7,613.01	8,178.61
	下水・し尿処理	3,405.17	3,529.08	3,606.42	3,506.04
	浄化槽処理	283.14	281.45	285.76	243.00
	カーエアコンの使用	8.27	8.68	8.21	8.47
	計	69,244.79	67,603.35	65,136.33	55,822.93

※電気の排出係数は、電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけ二酸化炭素を排出したかによって変動
 ※平成 27 年（2015 年）2 月から 6 施設が新電力会社と電力需給契約締結、電気の排出係数は事業者別

3. 直接的項目

(単位: t - CO₂)

事業活動		基準年度 2013年度 (H25)	目標年度 2024年度 (R6)	削減目標
電気の使用		58,766.03	41,951.09	△28.61%
燃料の使用		9,176.54	6,706.22	△26.92%
公用車の走行	CH ₄	1.30	0.95	△26.92%
	N ₂ O	30.94	22.61	△26.92%

4. 間接的項目

事業活動	取組目標	参考 2013年度 (H25)
上水道使用量の削減	上水道使用量が前年度実績未満	811,945 m ³ ※指定管理・外部委託を除く
ノーマイカーデー・エコドライブの徹底	ノーマイカーデー実施率が前年度を上回る	59.0%
紙使用量の削減	紙使用量が前年度実績未満 (A4換算)	78,532,242 枚
環境に配慮した製品の購入及び利用	環境に配慮した製品の購入及び利用を推進	—
廃棄物の減量化	廃棄物の減量化に努めるとともに、リサイクルを推進	可燃 67,063 袋 プラ 11,902 袋

※エコクリーンプラザみやざき除く

第5章 取組方針

1. 直接的項目

(1) 電気使用量の削減

空調設備運転における取組

- 冷暖房温度の適正管理を徹底し、室内設定温度を厳守する。

運転	項目	基準(原則)
冷房運転	運転期間	6月初旬～9月下旬
	運転時間	午前8時30分～午後5時15分
	室内設定温度	室温28℃
暖房運転	運転期間	12月初旬～3月下旬
	運転時間	午前8時30分～午後5時15分
	室内設定温度	室温18℃

※運転期間等については、天候等に応じて一時的に変更する場合がある。

公共施設整備時における取組

- 「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下、「環境配慮契約法」という。）」に基づき、価格に加えて環境性能について評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する相手との契約について検討を行う。
- 既存の庁舎等の建築物及び土地については、現状を把握し、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の最大限の導入を推進する。
- 新築、増改築や大規模改修など改修工事時は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZEB等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、ZEB化の実現を検討するものとする。
- 庁舎等の新築、改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、現状を把握し、計画的にLED照明の導入を推進する。

公共施設所管部署における取組

- 電気の供給を受ける契約（電力需給契約）について、「環境配慮契約法」に基づき、価格に加えて環境性能について評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する相手との契約について検討を行う。

※平成27年（2015年）2月から、6施設が新電力会社と電力需給契約締結。

全部署における取組

- 室内設定温度を適正に管理するため、冷暖房運転期間は定期的に室内温度をチェックし、事務局へ報告する。

全職員が率先して実践する取組

- 始業前の照明は、必要最小限にする（5分前等）。
- 昼休みや残業時には、不要な箇所の消灯を徹底する。
- トイレ、休憩室、会議室など使用していない時の消灯を徹底する。
- 業務終了後、支障のないOA機器等の電源は必ずオフにする。
- コピー機は余熱ボタンを活用し、長時間（概ね1時間以上）のパソコン不使用时は電源を切るなど、待機電力の削減を徹底する。
- 使用しない電気設備等のコンセントは抜いておく。

- エレベーターの利用を控える(直近階3階程度)。
- 自動ドアの使用を控える。
- 冷暖房運転時間以外は、送風機のスイッチをオフにする。
- 冷暖房運転中の窓や出入口等の開放禁止を徹底する。
- ブラインドなどを効率的に活用し、室温を調節する。
- クールビズやウォームビズの取組を推進する。
- 業務に関係のない個人の電気製品を使用しない。
- 毎週水曜日の「おうちに帰ろうデー」を徹底し、勤務時間終了後、職員が速やかに退庁することで節電に努める。

(2) 燃料使用量の削減

空調設備運転における取組

- 冷暖房温度の適正管理を徹底し、室内設定温度(冷房運転時で28℃以上、暖房運転時で18℃以下)を厳守する。

公用車所管部署における取組

- 公用車更新時等における電動車の導入を推進する。

全職員が率先して実践する取組

- 公用車運転時の「エコドライブ10のすすめ」を徹底する。
 - ①ふんわりアクセル「eスタート」
 - ②車間距離にゆとりを持って、加速・減速の少ない運転
 - ③減速時は早めにアクセルを離そう
 - ④エアコンの使用は適切に
 - ⑤ムダなアイドリングはやめよう
 - ⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
 - ⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備
 - ⑧不要な荷物はおろそう
 - ⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう
 - ⑩自分の燃費を把握しよう
- 公用車を離れる際には、エンジンを切る。
- 近距離移動については公用車を使用せず、使用する場合には相乗りをするなど、公用車の走行距離を縮減する。

2. 間接的項目

(1) ノーマイカーデー、エコドライブの徹底

全職員が率先して実践する取組

- 毎週水曜日は、自家用車やバイクによる通勤を自粛し、徒歩や自転車、公共交通機関での通勤を心がける。
- マイカー運転時も「エコドライブ10のすすめ」を徹底する。

(2) 紙使用量の削減

全部署における取組

- 紙の使用状況を正確に把握するため、定期的に紙資源購入量をチェックし、事務局へ報告する。
- 庁内LAN等の有効活用を図り、紙使用量の削減に努める。
- 資料の共用に努め、無用なコピーを減らす。

全職員が率先して実践する取組

- 両面コピー、両面印刷を徹底する。
- 情報管理に十分配慮しつつ、裏紙使用を徹底する。
- 会議資料は簡潔にまとめ、作成枚数を減らす。
- ホームページの活用などにより、印刷物の発行部数削減に努める。
- 印刷物は、適切な部数を把握し印刷を行う。

(3) 上水道使用量の削減

公共施設整備時における取組

- 公共施設の建設・改修にあたっては、雨水貯留槽を設置するなど水資源の有効利用に配慮する。

公共施設所管部署における取組

- 上水道の使用状況をこまめにチェックし、漏水等の早期発見に努める。
- 職員の意識向上を図るため、節水を呼びかける。

全職員が率先して実践する取組

- 節水(トイレ、水道蛇口等)を徹底する。

(4) 環境に配慮した製品の購入及び利用

全部署における取組

- 事務用品やOA機器等の購入(リース)にあたっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下、「グリーン購入法」という。)」に基づき、環境負荷ができるだけ少ない製品を選択するよう努める。
- 過剰包装や使い捨て製品ではなく、簡易包装や詰め替え可能な製品を選ぶ。

全職員が率先して実践する取組

- 物品の購入に当たっては、「グリーン購入法」に基づき、環境負荷ができるだけ少ない製品を選択するよう努める。

(5) 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

全部署における取組

全職員が率先して実践する取組

- 廃棄物の総量を把握するため、定期的に排出量を確認し、事務局へ報告する。
- 印刷物は、適切な部数を把握し印刷を行う。
- 紙の裏面をメモ用紙として活用する。
- 使用済封筒を「がんばる封筒」として再活用する。
- 使い捨て製品の購入や使用を抑制し、再利用可能な製品を購入する。
- 茶殻等生ごみの水切りを徹底する。
- 庁内で情報交換を図り、備品や各種事務用品等を再利用する。
- 一般廃棄物、産業廃棄物、資源物の分別を徹底する。
- マイ箸運動の一層の推進を図る。
- 廃棄物となるようなものを極力購入しない、持ち込まない。
- 各種行事(会議を含む)の開催時には、ごみの排出をできるだけ削減する。
- プリンターのトナーやカートリッジを分別回収し、リサイクルをする。
- ポスターやカレンダーの裏面を、メモ用紙などとして使用する。

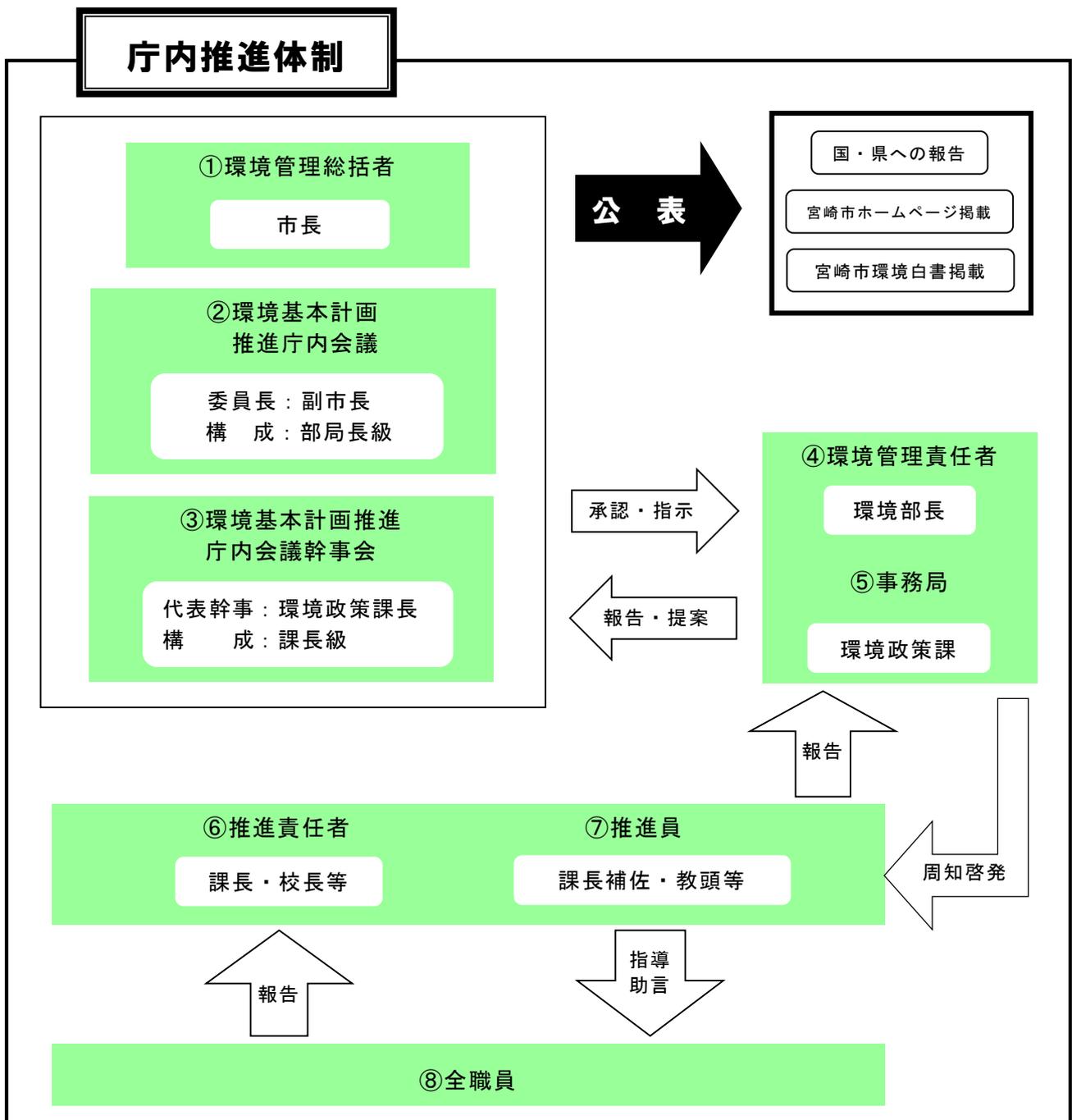
3. その他

本計画に掲げた取組内容にかかわらず、新たに効果の見込まれる取組が生じた際には、積極的に検討し推進する。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画を組織的かつ実行的に推進するため、環境管理組織を活用して進行管理を行い、目標達成に向けた全庁的な取組の徹底を図ります。



2. 職員に対する研修等

(1) 職場研修

計画の推進にあたっては、職員一人ひとりの環境意識の向上が重要であるため、各部署において、推進員は全所属職員を対象に地球温暖化対策に関する職場研修を、毎年度1回以上実施します。

(2) 職員への情報提供

事務局は、本計画や地球温暖化対策に関し、全職員で情報の共有ができるよう、庁内LAN等により適宜情報提供します。

3. 実施状況の報告

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、推進責任者は、下記のとおり各報告様式を提出手順に従い、定期的に事務局へ提出します。

報告様式の種類及び報告時期

種 類	報告時期	
	9月末	3月末
「様式第1号」 環境率先行動チェックシート(個人用)	※「様式第2号」に取りまとめるため提出の必要なし。	
「様式第2号」 環境率先行動評価報告書	○	○
「様式第3号」 紙資源購入量報告書	○	○
「様式第4-1号」 施設エネルギー使用状況報告書	○	○
「様式第4-2号」 公用車エネルギー使用状況報告書	○	○
「様式第5号」 ノーマイカーデー実施状況報告書	○	○
「様式第6号」 ごみ排出量報告書	○	○
「様式第7号」 原因の特定及び改善に向けた取組	※未達成となった場合は、提出が必要。	
「様式第8号」 職場研修実施状況報告書	※研修実施後、速やかに提出。	

4. 実施状況の点検、評価

事務局は、各部署からの実施状況の報告を受け、取組や進捗状況を確認し、計画が適切に実施されているかを点検するとともに、集約・評価・周知啓発を行います。

5. 取組成果の公表

事務局は、集約・評価完了後、取組の成果を市のホームページ等により年1回公表します。

6. 計画の見直し

本計画の計画期間は令和6年度(2024年度)までとされていますが、社会情勢に大幅な変化があった際には、計画期間中であっても必要に応じて関係箇所の見直しを行い、適切に対応することとします。

宮崎市環境部環境政策課

宮崎県宮崎市橘通西一丁目1番1号

電話 : 0985-21-1761

F A X : 0985-22-0405

E-mail : 09seisaku@city.miyazaki.miyazaki.jp